韮崎市



韮崎市 住まいる ○ マイホーム

助成金額

基本額+子育て世帯加算額により決定します。

(円)

建物要件	新築・建売住宅		中古住宅	
住所要件	転入者 ※1	市内在住者	転入者	市内在住者
基本額	60万	30万	50万	20万
子育て世帯加算額	子ども 1 人につき 10 万 ※2			

※1 <mark>転入者</mark> 継続して1年以上市外に居住した後、市内に転入して5年以内に住宅の取得をした方または住宅の取得後6か月以内に転入した方

※2 <mark>子育て世帯</mark>住宅を取得したときに満 18 歳以下の子(妊娠中を含む。)と同居する世帯 ※ 住宅の取得日は建物の所有権保存登記日です。

対象条件

- □ <u>韮崎市内に定住することを目的として、令和4年4月1日以降に住宅を取得した</u> (贈与および相続によるものは除く)
- □ 住宅の取得後6か月以内に居住を完了している
- □ 居住床面積50㎡以上で、住居内に専用の玄関、台所、浴室、トイレ、居室がある
- □ 住宅の取得後1年以内である
- □ 中古住宅購入の場合、韮崎市空き家バンクリフォーム補助金及び韮崎市空き家バンク家財等処分補助金の 交付を受けていない、又は今後受ける予定がないこと
 - ※ この要綱の期限は令和6年3月31日までです。
 - ※ 予算がなくなり次第受付終了することがあります。